新	旧	備考
海外事業資金貸付保険運用規程	海外事業資金貸付保険運用規程	
平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00039 沿革 (略) 平成24年 3 月 16日 一部改正	平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00039 沿革 (略)	
第1条~第20条 (略)	第 1 条~第20条 (略)	
附 則 1. この改正は、平成23年4月1日から実施する。 2. 改正後の第6条の規定中「(日本貿易保険が必要と認めたときは1年以上)」の規定は、平成24年3月31日までに保険契約を締結された案件を対象に適用する。 附 則 1. この改正は、平成24年4月1日から実施する。 2. 改正後の第6条の規定中「(日本貿易保険が必要と認めたときは1年以上)」の規定は、平成25年3月31日までに保険契約を締結された案件を対象に適用する。		